平成２４年（フ）第１４９６号
埼玉県草加市谷塚上町325番地２、破産手続開始決定時の住所埼玉県草加市谷塚上町674番地３
破産者　吉田　秀樹
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７３号
北九州市八幡東区勝山１丁目11番６―902号
破産者　下田　敬師
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５０６号
札幌市南区澄川４条６丁目５番３号　クロスロードⅡ10号
破産者　瀬戸川敬司
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１７号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原144番地48、開始決定時の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字横捲46番地12
破産者　中津留和明
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
仙台市太白区越路１番21号
破産者　大泉　　仁
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０１号
仙台市宮城野区福室４丁目５番63号　メゾンカトレア103
破産者　柳沼　美紀
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６５２号
宮城県名取市名取が丘六丁目４番14号
破産者　冨澤久美子（旧姓荒井）
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６６５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字蔵下34番地の３町営下町住宅２号棟204
破産者　吉田　　暁
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
秋田市仁井田蕗見町３番12号
破産者　若生　勝弘
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１７号
秋田県潟上市天王字中分水２番地１　サングレイス203、前住所広島市東区牛田東２丁目12番24―202号，秋田県潟上市天王字棒沼台300番地２
破産者　海鮮工房こと　椛島　博美
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４７号
秋田県男鹿市男鹿中滝川字萱置場30番地
破産者　鎌田　栄一
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５６号
秋田県男鹿市船川港船川字柳沢１番地２、前住所北海道苫小牧市末広町１丁目５番12号
破産者　鎌田　栄三
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３号
山形県米沢市太田町１丁目１番19―１号
破産者　田中　明生
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第５７号
山形県米沢市大字笹野202番地の３　星の村
破産者　大河原ひろ
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１０３号
山形県米沢市駅前２丁目７番11号
破産者　みよし美術こと　山内　正人
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１２９号
千葉県山武市松ヶ谷ロ3056番地２
破産者　大木　健一
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８４号
横浜市神奈川区栄町６番地１　ヨコハマポートサイド　ロア弐番館803号
破産者　伊藤　清一
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０８号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地１号棟1228号室
破産者　安原　和子
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３０号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目１番38号辻堂ハイツ105
破産者　佐藤　美加
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部